

会 議 録

会議名	亀岡市男女共同参画審議会		
担当課	生涯学習部 人権啓発課 男女共同参画推進係		
開催日時	令和6年2月15日(木) 午前10時～11時30分		
開催場所	市役所3階302・303会議室		
出席者	委員	10人	
	その他	0人	
	事務局	6人	
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 一部不可 <input type="checkbox"/> 不可	傍聴者数	1人
公開の一部不可及び不可の理由			
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱状交付 2 市長あいさつ 3 亀岡市男女共同参画審議会について <ol style="list-style-type: none"> (1) 会長、副会長について (2) 苦情処理部会について (3) 進行管理部会について 4 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～前期実施計画 2022(令和4)年度実施状況報告及び成果指標について (2) 亀岡市女性の登用率について (3) 亀岡市女性の相談室の概要(2022(令和4)年度)について (4) その他 5 閉会 		

【会議資料】

- ・資料1 亀岡市男女共同参画条例・施行規則
- ・資料2 会議の公開及び会議録の作成等の取扱いについて
- ・資料3 苦情処理のフロー図
- ・資料4 ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システムについて
- ・資料5-1 ゆう・あいプラン2021前期実施計画の実施状況報告・成果指標について
- ・資料5-2 ゆう・あいプラン2021前期実施計画2022（令和4）年度実施状況報告
- ・資料5-3 ゆう・あいプラン2021前期実施計画成果指標
- ・資料6 亀岡市の女性の登用率
- ・資料7 2022（令和4）年度亀岡市女性の相談室の概要

（参考資料）

- ・ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～
- ・ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～ ダイジェスト版

【概要】

- 1 委嘱状交付
・桂川市長から新委員に委嘱状を交付
- 2 市長あいさつ
- 3 委員及び事務局の紹介
・各委員順番に自己紹介
・事務局職員の紹介
- 4 亀岡市男女共同参画審議会について

司 会：次第3「亀岡市男女共同参画審議会」について事務局から説明いたします。

事 務 局：お手元の資料2「会議の公開、会議録作成の取扱い」を御覧ください。

この審議会は、亀岡市男女共同参画条例第19条に規定しておりますとおり、男女共同参画に関する重要な事項を調査、審議いただくために、平成15年5月2日から設置しております。

この審議会で審議された内容については、原則公開といたします。会議録は後日、市民情報コーナー及び亀岡市ホームページで公開しますので御承知おき願います。ただし、会長、部会長が必要と認めたときは、会議に諮り、非公開とすることができるとなっております。

司 会：本審議会第10期につきましては、会長を杜 恵美子（もり えみこ）委員に副会長を、中村 正（なかむら ただし）委員をお願いしております。

引き続きよろしく願いいたします。

これ以降の会議進行につきましては、条例施行規則第9条第1項に基づき、会長が議長となっておられ、進行をお願いするところでございますが、本日は会長が欠席されております。

つきましては、条例施行規則第8条第3項に基づき、副会長に本日の議事進行をお願いいたします。

副 会 長：それでは、次第に基づき、進めさせていただきます。続きまして、次第3の（2）「苦情処理部会」について、事務局から説明願います。

事 務 局：お手元の資料3「苦情処理のフロー図」を御覧ください。

この「男女共同参画審議会」には「苦情処理部会」を備えております。

苦情処理システムとは、市が実施する男女共同参画に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情があるとき、市民や事業者等は、市長に申し出をすることが出来る制度でございます。

申し出を受けた市長は、この審議会の意見を聞き、適切な措置を講じます。「苦情処理部会」は、申し出事項に関する調査等を実施し、その結果を審議会に報告する機関でございます。これまで同様、苦情処理部会を設置したいと考えております。

副 会 長：苦情処理部会については、昨年度の審議会において決定しており、植田委員、河原

委員、里内委員、私となっております。
選出団体の役員改選等により交代となりました、川上委員の後任者として廣瀬委員、栗田委員の後任者として湊委員にお願いいたします。
部会長については、私が、職務代理者については川上委員の後任の廣瀬委員にお願いいたします。廣瀬委員は本日ご欠席ですが、あらかじめご了解を得ているところです。

副会長：次に、次第3（3）進行管理部会について事務局から説明をお願いします。

事務局：お手元の資料4「ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～に係る評価システムについて」をご覧ください。ゆう・あいプラン2021～亀岡市男女共同参画計画～を着実に推進し、その効果を上げていくために、毎年度の計画の推進状況を把握、その効果を評価し、結果に基づく必要な見直しを行うなどの進行管理を行うこととしております。各施策担当課がそれぞれの事業実績を自己評価し、その結果を男女共同参画審議会が分析して計画の推進状況を総合的に評価するとともに、各事業に更なる男女共同参画の視点を加えることができるよう改善策を提言する部会を設置したいと考えております。

副会長：進行管理部会については、昨年度の審議会において決定しており、安藤委員、大西委員、川勝委員、中川委員、松井委員、社会長となっております。
選出団体の役員改選により交代となりました、法貴委員の後任者には堀下委員にお願いいたします。
部会長については、社会長、職務代理者については川勝委員となっております。

5 議題

副会長：それでは、議題に入りたいと思います。

次第4（1）ゆう・あいプラン2021前期実施計画「2022（令和4）年度実施状況報告及び成果指標」について、事務局から説明願います。

事務局：それでは、議題（1）の「ゆう・あいプラン2021前期実施計画令和4年度実施状況報告及び成果指標」について、ご説明申し上げます。

資料5-1を御覧いただきますようお願いいたします。

ゆう・あいプラン2021前期実施計画の2022（令和4）年度実施状況報告・成果指標をまとめた資料となっております。

本市は、2002（平成14）年12月に「亀岡市男女共同参画条例」を制定し、2003（平成15）年4月1日に施行しております。

条例第14条には、「市長は、毎年、基本計画に基づいた男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表するものとする」と定めております。

また、2020（令和2）年度に男女共同参画計画「ゆう・あいプラン2021」を策定し男女共同参画事業を実施しておりますが、「ゆう・あいプラン2021」をより実効性あるものにするため、2021（令和3）年度からの計画期間のうち2025（令和7）年度までを「ゆう・あいプラン2021前期実施計画」とし、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までは「ゆう・あいプラン2021後期実施計画」の期間としております。

2023（令和5）年4月に事業の主管課を対象に前期実施計画の2年目となる2022（令和4）年度の実施状況調査をし、評価を行いました。計画項目における2022（令和4）年度の実施状況報告、成果指標について概要をご説明します。

2022（令和4）年度の事業実施状況につきましては、全部で83項目あり、A評価の「計画通り達成できた」ものが、72項目、全体の86.8%となっております。

次に、B評価の「実施したが、改善が必要」のものが、9項目、全体の10.8%となっております。

次に、2022（令和4）年度には実施しなかったものが、1項目の1.2%、評価なしとして、意識調査など2022（令和4）年度に実施がなかったものが、1項目で全体の1.2%となっております。

次に2022年度の成果指標につきましては、全部で58項目、うち42項目、率にして72.4%が、前期実施計画最終年度の2025（令和7）年度の目標数値を達成しております。

また、「目標未達成」のものが9項目、率にして15.5%、「実施実績なし」として意識調査など2022（令和4）年度に実施がなかったものが、7項目、率にして12.1%となっております。

次のページにつきましては、実施項目83項目について、部別の該当項目数、事業評価をまとめた資料となっております。

実施状況の詳細につきましては、資料5-2以降に記載しておりますのでご覧ください。

なお、7ページの3番、学校運営における男女共同参画の推進として、義務教育学校を含みます小学校、中学校における女性管理職の登用率につきましては、京都府教育委員会の所管となるため今年度から評価の対象とせず、参考値として記載しておりますのでご了承ください。先ほど申し上げましたとおり、2022

（令和4）年度事業実績で、B評価の「実施したが、改善が必要」の評価のものにつきましては、9項目ございました。

まず、2ページの4番、「関連図書・資料の収集と提供」担当課、図書館の項目がB評価で、「男女共同参画やジェンダーを意識したおはなし会の実施回数」の実績が年0回で、目標値年1回に達していません。これは、新型コロナウイルス感染予防のために「ミニおはなし会」として開催時間を短くしたため、男女共同参画の話ができなかったということでございます。

次に、7ページの1番、「市の審議会等への女性の積極的登用」担当課、企画調整課、人権啓発課の項目がB評価で、審議会等の女性委員の比率が34.5%で、目標値の50%を下回っており、また、女性委員のいない審議会等が1つあるため、目標値を下回っております。

次に、2番、「市女性職員の管理監督職への積極的登用」担当課、人事課の項目がB評価で、管理監督職に占める女性職員の割合が34.2%で目標値の40%以上を下回っております。

次に、8ページ5番、「ゆう・あい地域講座の開催」担当課、人権啓発課の項目がB評価で、講座でのアンケート結果「男女共同参画の意識が高まった」の割合が60%で目標値の80%を下回っております。

14ページ2番につきましても同様となっております。

次に、6番、「地域活動等あらゆる分野における、意思決定の場への女性の参画促進」担当課、農業委員会の項目がB評価で、女性農業委員数の実績が7人で、目標値の10人を下回っております。

次に、9ページ一番下の2番、「第3次亀岡市元気農業プランの推進」担当課、農林振興課の項目がB評価となっており、ふるさと料理塾開催回数の実績が4回で、目標値の年5回を下回っております。

次に、23ページの3番、「男女共同参画計画の実施計画の策定・進行管理」担当課、人権啓発課の項目がB評価で、実施状況の点検評価達成率A評価の令和4

年度実績が87.8%で目標値の90%以上を下回ったことによるものでございます。

まとめますと、B評価9項目のうち1項目は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業の中止によるもので、4項目は重点プラン「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」に係る項目でした。

残りの4項目は点検評価達成率が目標を下回ったものでございます。

また、C評価の1項目は新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業中止によるものでした。

次に、成果指標の詳細につきましては、資料5-3をお願いします。

先ほども申し上げましたとおり、成果指標の対象となるものは、全体で58項目ありまして、令和4年度の目標数値を未達成のものが、58項目中9項目となっております。

なお、重点プラン3の上から3つ目と4つ目、義務教育学校を含みます小学校、中学校における女性管理職の登用率につきましては、京都府教育委員会の所管となるため、事業状況と同様に今年度から評価の対象とせず、参考値として記載しております。

目標未達成の9項目のうち1項目が新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業の中止によるもので、5項目は重点プラン3「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」に係る項目でした。

残りの3項目は点検評価達成率が目標を下回ったものでございます。

「政策・方針決定の場への女性の参画の促進」については、各審議会の男女比率や女性管理職の比率を確認し、女性の積極的登用をより促進し、今後とも、成果指標とする目標が達成できるよう、男女共同参画の視点を持った事業の推進をしていきたいと考えております。

以上でございます。

副会長：本日欠席されている委員から、事前に意見をいただいていると聞いていますので、事務局から紹介をお願いします。

事務局：本日ご欠席の委員からの4つのご意見を紹介いたします。

まず1つ目です。7ページの施策名9「市の審議会などへの女性の積極的登用」についてでございます。『市から推薦母体に対して積極的に女性を推薦するよう依頼をされていると思うが、日当が低い・参加するための時間労力のコスト（本業への圧迫）等条件が厳しい中では推薦母体としても限られた女性メンバーへの打診がしづらいのではないかと。そして、女性メンバーも請けづらいのではないかと。やりがい以外にも、審議会に参加しやすい条件を整備することも併せて検討すべきである。』

次に2つ目、施策名10「市の女性職員の管理監督職への積極的登用」、8ページの6「地域活動等あらゆる分野における意思決定の場への女性の参画促進」について『将来の管理監督者候補の女性職員が育成されているのかどうか。順調にその候補職員が増えているということであれば、時間の経過と共に増えていくことが期待できるので、現時点の結果よりも、その部分を検証すべきと考える。』

次に3つ目、8ページの施策名5「ゆう・あい地域講座の開催」について『60%にとどまったというのは、講座の内容が聴講者にどうマッチしなかったということなのか（既知の内容で意識の変化がなかったということか等）。その原因を自由記載欄等から分析の上で、次年度の講座を企画されたい。』

次に4つ目、20ページの2「暴力を根絶するための広報・啓発活動の推進」について『2024年4月から施行される改正DV防止法の内容についても、引き

続き、周知されたい。』

以上のような意見をいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

副会長：ありがとうございます。欠席委員の意見でした。

皆さんにも同じような形で、この場で協議をいただきたいと思っています。先ほど事務局から報告がありましたように、大体論点が絞られています。女性の参画です。この辺りの課題が多そうだとすることで委員もそこを重ねてご指摘です。数字上はわかりやすいものがあります。それからコロナの影響で開催できなかった等です。これもわかりやすいところがありますので、総括というよりは現状の認識となろうかと思えます。いつもこの委員会で問題になる女性の参加、参画、審議会の比率等です。全国的にもそうですが、私は京都府の審議会をしていますけれども、京都府でも同じです。なので、結構大きな全国的な動向の関連までの反映かなと思って聞いておりました。委員の皆さんからのご意見を願います。

委員：農業委員会に参加する女性の数が少ないのはずっとそうであったと思うのですが、この数値目標10人としているのは、全体の何割で10人ということの数値目標にしているのでしょうか。あと7人の場合ではどのような不利益といえますか、女性が参画しても7人だと状況的にそんなに変わらないのかということをお伺いします。

事務局：農業委員さん全体で18人となっており、割合は40%でございます。

委員：18人中7人は結構いい割合かなと思うのですが、半分以上女性を目標にされている理由は何かあるのでしょうか。

副会長：積極的だということですね。

委員：7人でも4割なので、十分Aにしてもいい評価と思います。3割以上だと女性も意見が言いやすいというような話もありますので、3割以上はA評価でもいいのではないかと思います。男女差の男性が3割でも認めるかにもよりますが。

副会長：積極的な理由があるのでしょうか。言われてみれば大変積極的な数字です。

委員：農業委員さんは農地利用最適化推進委員さんも入れて7人じゃないですか。

事務局：資料を確認しまして、ご指摘いただいたとおり、農業委員会には農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんがおられ、両方を足しますと47名になります。そのうち農業委員さんには、女性の方はご指摘いただいたとおりおられず、農地利用最適化推進委員には、7名おられるということでございます。先ほど18名とお話しましたが、47名のうち7名ということでございます。女性審議会の割合は50%という中で必ずしも高い割合ではないというところがあります。農業を実際されている方は男性が多いということもあって、10名ということであれば比較的高い目標を設定しているけれども、そこにはまだ達していないという状況があるように思います。以上でございます。

副会長：わかりやすく書くということも大事ですけど、背景事情はよく分かります。国でもそういう統計でいいとなっているはずですが。職務点検との関係で、認定権限

ある地位ということではあるのですが、関連分野の委員もそこには収めていいということに統計上はなっていますので、どこまで書くかどうかです。農業委員の狭い意味でのカウントの仕方も大事なかなと思いますので、今の委員のご指摘も含めて議事録に残してください。

ほか、どのようなことでもかまいませんが、いかがでしょうか。

委員：それに関連することなのですが、課題、改善点のポイントとしては「継続して参画を図る」とあるのですが、今後もそうですけど、現状でいうと図る内容としてどういったことを取り組みとしてなされているのでしょうか、というのが疑問というか質問でございます。

事務局：まずこの審議会の委員を選ぶ際には「事前協議書」というものがございまして、人権啓発課に、こういった人数割合になります、という事前協議書というものを出示してもらい、こちらから文書で50%に達していないので今後50%に達するように努めてくださいという文章のやりとりをするのが一つあります。そしてもう一つは「男女共同参画推進本部会議」でございまして、市の部長会議のメンバーで構成される会議を年間1回行っています。その中で、一定割合に達していない審議会については、どこどこの審議会が達していないということで今後またその審議会の女性比率を増やしていただきたいという呼びかけをしているところでございます。ただし、先ほど言いました事前協議中で、担当課と直接のやりとりが今は文章のみとなっておりますので、そのところをもう少し強く働きかけていくということも必要と考えているところでございます。それともう一つは、先ほど欠席委員から審議会へ女性が参画してもらうためにそういった直接的な働きかけのほかに、日当が低いことも原因の一つではないかなという意見があったと思いますが、市といたしましても審議会全体の日当等についても考える時期にきているという認識はしているところでございます。以上でございます。

委員：ありがとうございました。追加の質問といえますか、現状を背景として参加しにくい状況とかがあるという点についても、何らかの考慮というか、他のこととすべて関わってくる点ですが、その辺りを整理して丁寧に進めないとなかなか一筋縄にいかないような課題という認識を持っておりますので、引き続きお願いいたします。

副会長：はい。ありがとうございます。他いかがでしょう。

委員：「ゆう・あい地域講座の開催」なんですけど、これがB評価ということで、令和4年度は千歳町で開催されたということですが、これは各地域、年に1回各町を回って行くっていう形態のものなのではないでしょうか。この地域性とかもあるかもしれませんが、今すごく多様性とか、ジェンダー平等とか言われている時代で、やはり啓発活動がすごく大事だと思っていて、各地域に年1回回っていくのを、もう少し回数増やす等していただけたら、草の根的な啓発活動になるのではないかなと思います。コロナ禍の時でしたけれども、ゆう・あいフォーラムの実行委員を2年だけさせていただいて、いろいろジェンダー平等のこととかについて学ばせていただきました。例年よりは少し規模小さく開催とかされて、かなり皆さんの意識が、特に若い世代とか、意識がかなり上がってきていると思うので、こういう各地域での開催っていうのも、もう少し増やしていただけたら良いのではないかなと思います。

副会長：では事務局いかがでしょうか。

事務局：この地域講座につきましては、例えばガレリアかめおかあたりで1回やるよりも、地域の方へ出向いた方が、普段出席してもらえない方にも出席してもらえますし、性の多様性、特にLGBTQ+の問題につきましては、まだまだ基礎知識が不足しているところでもございますので、地域講座ではLGBTQ+のテーマでやってもらいたいという要望も多くございます。令和4年、5年につきましては、LGBTQ+の講座もしているところでもございます。ただやはり地域で行うとなりますと、自治会を通じて広報してもらわなければいけませんし、会場も借り上げなければいけないということで、地域から要望があったところに出向いて行かせてもらっているというのが現状でございます。委員ご指摘いただきましたとおり、待っているだけではなく積極的に毎年要望のあるところはそれで良いのですけれども要望のないところであっても、こちらからお声掛けしていく必要もあるのかなというふうに感じたところでもございますので、また参考にさせていただけたらと思います。ありがとうございます。

副会長：委員よろしいですか。他どんなことでも構いません。

委員：すごく啓発活動とか、以前に比べて進んでいると思っています。若い世代のお父さんやお母さんに接する機会が多いので、男女共同参画について色々知識も増えてきて、意識も向上してきていると思うのですが、まだまだ届き切らないことがたくさんあるのではないかと考えています。今の若いお父さんやお母さん方は、もうほとんどの方が新聞も取っておられないし、紙媒体の情報誌って全然見られないことが多いです。なので、もう少しSNSを使った情報提供などができればいいのではないかと考えています。亀岡市のLINEですとか、いろいろ利用されたらいいと思うのですが、どのような年代の方が登録されているのでしょうか。私は登録しているのですが、イベントの情報しか流れてこないもので、ちょっとしたミニ情報であったり、なかなか講座に行くとかができない人のために、そこで何かを知ることができる等、ちょっとしたことを利用できるいい機会にさせてもらえたらいいのではないかなと思っていますので、どのような方が利用されているのか知りたいです。

副会長：はい。SNSですね。

事務局：亀岡市としてLINEを実施しておりまして、25,000人ほどの登録があるところでもございます。今お話しいただきましたとおり、イベントの広報などを積極的に発信していますが、一定回数超えますと、解除されるようなところもあると広報から聞いておりまして、今は、あまり増えすぎないように調整しているところがあると聞いております。ですから、そういった啓発の内容について、LINEを使って広報するっていうのは難しいと聞いているところでもございます。また亀岡市全体としまして、今お話しいただきましたように紙媒体だけではなく、SNSを使った広報の仕方をもっと考えていけたらと思っていますところでもございます。以上でございます。

副会長：市の人口はよく覚えてないのですが、25,000人はどれぐらいの比率なのか。

事務局：年齢別のデータは今手元にはないのですが、広報に確認すればわかると思いますの

でまた情報共有させてもらえればと思います。比較的LINEは、登録者が4分の1程度ということでたくさんの方にしてもらっておりますし、市民の方と話していてもこの情報はLINEで得たなどといったこともありますので、割と有効に使えている情報媒体かと考えております。

副会長：この男女共同参画のテーマだけではなくて、広報全体の話なのかもしれませんが、後半期計画にも活かしていきたいですね。後期計画を作る時にはSNSの活用は視野に入れていなかったのでしょうか。

事務局：はい。

副会長：していなかったようですね。他いかがでしょうか。

委員：質問というよりは気になることと感想です。例えば8ページの市内企業事業所等での計画情報提供、人権研修会の開催案内です。企業に対して行うことで、積極的に参加を促進したという部分もあるのですが、実際その研修会にどれだけの方が参加されたのか、どれだけ企業が参加しているのかといったところが、わかりにくいと思います。そういう部分ではいろんな講習や、セミナーを開催していると思うのですが、求めていくのは周知であったり、そういったことが求めている目標的などだと思います。チラシを配布しただけではなく、その結果、どれだけの方に今回は参加いただいたのか、どれだけの方に周知ができたのかというところを、もう少し詳しく知りたいと思いますし、そういったところの求める形をとっていただけたらなと思っております。それから全体的には、先ほどあったようにコロナ禍の中で、なかなか開催できなかったといったところもあると思うのですが、今後はリアルにそういった人と人がふれあえるような場面を、積極的に開催いただければということをお願いたします。以上です。

副会長：ありがとうございます。

事務局：この企業に向けた講座の開催の実績はまた事務局の方から回答させていただきます。指標の立て方は実際のところ、成果指標と言いながら実際活動指標で何回行ったかだけになっているところがございますので、今後後期計画を作るにあたり、どれだけ企業が参加されたのか、企業の方が何人参加されたかというのは一つの成果、本当の成果になると思います。その辺の指標の立て方も、今委員からご指摘いただいた点踏まえて工夫、改善していきたいと思っております。ありがとうございます。

事務局：イクボス研修につきましては、企業へもご案内をさせていただいておりますが、大人数でない企業が非常に多く、時間を割いて研修へ行くのは非常に難しいということをし少し言われたことがありまして、実際のところご案内しても来ていただけるというのは、わずか数人というのが現状でございます。

副会長：指標の新しいとり方というか内実化ですね、今のそういう内実があるので、回数ではなく、どう働きかけようかという、質的な分析や計画が必要です。

事務局：はい。研修に参加をしていただくということだけが全てのことではないとは確かに思っておりまして、働きかけにつきましては、今後検討していきたいと思っております。

副会長：はい。ありがとうございます。内実がよくわかっています。他いかがでしょう。

副会長：先程の文書でいただいた里内委員の2つ目のご意見で、意思決定の場合への参画促進において、育成という結果として出た数字だけではなく、キャリア形成とか、その前の自分なりの人生プランの中に管理職が視野に入ってくるかとか、2つ目の施策10へのコメントいかがでしょう。現時点の部分部分をプロセスとして追いながら、しばらく先には管理職になっていくだろう、そういうような職員さんがどれだけ育成されているだろうかというような質問だと思のですが、いかがでしょう。

事務局：こちらにつきましては、30年ほど前であれば、女性は庶務が中心というようなところがございまして、管理部門や政策的なところへの女性の参画がない、というような傾向ございました。しかし、この30年の中で政策的なところや、財政部門等につきましても女性の職域拡大が進んでいるところでございます。その後、過去は女性が配属されてこなかった部署にも初めて女性の係長や、課長が配置されるというところがございまして、その点で30年前と、例えば今の女性職員の方の意識が大きく異なっているところでございます。そういったいろんな部署、配属される職員につきましては当然、その後管理職へというのも見えてくると思いますし、意識も高くなってくると思います。係長に昇進する時には昇進試験というものがございまして、そこは個人の意思になり、家庭的な事情等で、昇進試験を受ける職員、受けない職員はあります。そういった配属先の面から積極的にできるような体制というのは非常に進んできたと感じているところでございます。以上でございます。

副会長：はい。ありがとうございます。あの欠席委員の質問でしたけど、前の審議会でも議論していたこともあり、常に話題にあることだと思います。キャリアラダー、キャリア形成のプロセスを追っていただければいいなと思って聞いておりました。他いかがでしょう。

委員：失礼します。全体的に男女共同参画のことで感想です。男女共同参画社会の実現を目指してずっと研修を行っているのですが、実際、家庭に戻ると、なかなか難しいところがあります。若い人たちは、私の子どもを含め家庭でも共働きをしながら、お互いに家庭生活で助け合っているのですが、私の世代となると、男性にはきつい言い方かもしれませんが、家での仕事、いわゆる家事というのは女性の分担がどうしても増えるということが多いです。そういう中で女性の意識も変えていかないといけないけれども、男性の意識も変えていく必要があるのではないかと思います。ゆう・あいフォーラムでも、実際女性の参加は多いのですが、男性の参加が少ないような状況にあります。やはり日曜日に開催されていますし、仕事を終えての休日をゆっくりされたいのかも知れませんが、女性も男性も更に参加して、亀岡市の目指す男女共同参画の社会の実現にできるようにしていきたいですし、男性のいろんな意味での参加が欲しいなと思っています。

副会長：はい。委員の意見は大きな論点ですね。後半期計画立てるときにもその視点は持たなければと感じます。

私は国の委員もいくつかしていますが、今、第5次男女共同参画計画で動いていまして、第4次にはあった男性と男の子の単独の項目が第5次の計画で落ちていきます。それは後退したということにも見えますけど、全体的にちりばめていきな

から単独の章を設けるよりも、すべての箇所でも男性の参画も考えようと第5次が動いており、国の課題でもあるしどこでも大きな課題であります。これむしろ委員皆さんの意見を聞きつつ事務局とそういった例がないものかをですね、事務局からご意見ございますか。

事務局：男女共同参画と言いますと、どうしても女性対象というような事業が多くございますけれども、今ご意見いただきましたとおり男性対象ということをすることによって、男女共同参画が進むということもあると思いますので、大変参考になる意見でございました。そして、令和4年度には、そのイクボス講座の中で法改正対応これからの男性育休への取り組み方というテーマに講座も実施したところでございます。ありがとうございます。

副会長：あらゆる場面に男性参加、男性の意識のあり方が大事と思います。

委員：失礼します。意見というよりは、学校現場の人間として、共有というか、ご意見させていただきたいと思います。7ページの下に、小学校の女性管理職登用率のところで評価の対象ではないが、今後の見通しということで、今の校長は男性の方が小学校の場合は多いですけど、亀岡市内で言いますと、教頭は半分以上が女性で、次の世代には女性の校長が増えてくるのではないかなと、あくまで見通しですけども予想されます。それが一つと、男性の参画ということで、学校現場でも男性の育児休暇というのがありまして、本校でも、何人かの男性教諭が育児休暇をとっています。もちろん私の立場としては、子育て楽しんできてってというようなことで送り出すのですが、これはまた別の問題かもわかりませんが、それに代わる代わりの講師の先生が、実際なかなか配置されないような状況もあります。これは教育の問題にはなってくるのですが、そういった状況の中でも気持ちよく学校の体制を整えて、子どもたちに影響のないようにしていくというのが、我々の立場でもあると思います。でも、課題でもあるかなとは思っています。感想みたいですけども以上です。

副会長：話としてはよく聞くテーマです。女性管理職者の育成プロセスはきちんと見ましょう。府の教育委員会の管轄になると思うのですが、女性の校長、管理職の登用の話は、よくここでも話題になっています。他いかがでしょうか。ご意見でもかまいません。

委員：よく国だったら女性議員何割等と提言されていますし、市でも、管理者女性管理者が何人等と、数値ばかりが挙げられていますが、女性が管理職になる下地というか、環境、土台はどこまで整備できているのかと思います。今は男の人も家事育児できているようにはなっているように思いますけれども、家庭をもった場合、必ずしもそうではないですが、子どもができたりしたら、どうしても、主に家事や育児を担っているのは女性ではないかなと思います。管理職とかになった場合、どうしても定時になって、帰りますっていうわけにはいかない。どうしても仕事をしていたらそういうわけにはいかない場面が出てくると思いますが、フォローやサポート体制は、例えば亀岡市だどどの程度できているのでしょうか。それができた上での数字ではないかなと思います。

副会長：はい。そうですね。働き方改革と女性活躍と、活躍はしていますけれども、そういう比率の相関があると思います。

事務局：出産をした女性につきましては、早く帰れるような、例えば3時までの時短勤務ですとか、何時から何時までというような、制度の詳細は把握しきれておりませんが、実態に合わせた形で、フレキシブルに対応できるようにもなっておりますし、また子育てや介護関係等の休暇も一定ございます。確かに私達の世代になりますとなかなかですけども、若い世代になりますと女性は復職しているけれども、男性は育休を取得しているという職員もたくさんいます。子どもが熱を出した時に、男性職員が積極的に帰るというのも、今は当たり前になってきています。制度もございますし、意識も非常に若い世代が変わってきているというのが実感でございます。以上でございます。

委員：それに対して管理職の方の理解は十分にあるのでしょうか。

事務局：理解は十分あると思います。若い世代とかについても子育て世代等をサポートするという意識も非常に高くございます。他の企業の状況まではわかりませんが市役所の中を見ると、子育て世代で育休を取得しているとか、早退するとか、何時までしか働くことができないという職員に対してのサポートは十分にできていると感じているところでございます。育休を取った職員の配属先については、代替職員として会計年度任用職員を配置するようになっておりますので、そのサポートも市役所については、他の企業等に比べある方ではないかと思っております。以上でございます。

副会長：まず市役所から意識が改革され、それが民間にも波及してくれたらいいですね。審議会はあまり開催できませんが、ご意見のような部分のテーマは進行管理部会がありますので、そちらで引き取って検討しつつ動いていければと思います。先程文書でいただいた里内委員の意見の中にDVのことが出て参りました。暴力を根絶するための広報啓発活動推進というのは何があるかということ、そもそもDV防止法があることを知らないという人もおられます。保護命令とは何か聞いたこともない人とかもいます。全国的にそうです。あるいは家庭内のことなので、法律に頼りたくない、干渉しないで欲しいというような意見の人がいます。啓発意識付けをしなければならぬテーマですね。あわせて、この4月1日から改正DV防止法が施行されます。今般の改正では、心理的精神的暴力をかなり強調したかたちになっています。世にいうモラルハラスメントまで視野に入れて法律が改正されました。私は内閣府で座長をしていますけど、内閣府のホームページに今期改正のポイントをQ&Aで方式入れてあります。質問が多かったからです。心理的暴力とは何ですかということや、そもそもDV防止法、保護命令を知らない人たちにどう伝えていくかが必要です。このことが、徹底的に法改正したとしても、重要な事柄になると思われます。内閣府のQ&Aにわかりやすく書いてありまして、そちらにご案内いただいてもいいと思いますので、ぜひ亀岡市でも伝えていただきたいです。委員の意見に併せて私も申し添えたいと思います。

ほか、よろしいでしょうか。

あと日常的には進捗管理の方、部会で点検していくと思いますので、よろしくお願いいたします。積極的な議論ありがとうございました。

それでは、次第4の(2)「亀岡市女性の登用率」について、事務局からよろしくお願いいたします。

事務局：それでは次に、議題の(2)亀岡市女性の登用について説明させていただきます。資料6をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。

本市の審議会等の女性委員の登用率につきましては、2030(令和12)年度ま

で、50%を目標数値に掲げております。2023（令和5）年3月31日現在の登用率につきましては、34.5%で、前年の2022（令和4）年3月31日現在の34.0%と比較して0.5ポイント増えております。

審議会等の詳細につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

今後も、市役所各課からの審議会等への女性登用に関する事前協議の徹底を図り、女性の登用を進めていきたいと考えております。

また、審議会委員を団体の長や役員に限定することなく、その構成員の中から選出するなど、女性の推薦に配慮願うよう依頼し、今後も多様な人材の参画により、幅広い議論が図られるよう、より一層の取り組みをしていきたいと考えております。次に、亀岡市役所における女性の参画状況につきましては、4ページに記載しております。

2023（令和5）年度当初で、女性の課長級以上と、副課長を併せた管理職の割合につきましては、34.0%でございます。前年度の30.8%と比較して、3.2ポイント増加しております。

また、監督者としての係長の割合は、2023（令和5）年度当初で、38.8%で、前年度の40.4%と比較して、1.6ポイント下がっております。

6ページにつきましては、役職別・男女別亀岡市職員数を表とグラフで表しております。2023（令和5）年度のところを見ていただきますと、総職員数は、755人、女性と男性の比率は、女性46.9%、男性53.1%となっております。

7ページから11ページは、行政委員会等への女性委員の登用状況、市議会の状況等をまとめております。また、12ページは女性管理職登用状況及び新規職員採用試験状況をまとめておりますので、それぞれご覧おき願います。

13ページの8番、育児休業取得数につきましては、男性職員が9名取得し、取得率が11.1%となり、初めて10%を超えました。

また、その下の9番、配偶者の出産休暇や、11番、育児時間・部分休業制度・育児短時間勤務制度・子の看護休暇取得者も年々増加してきています。

副会長：登用率もいつも審議会で話題にあがりますが、今の内容について質問でございますでしょうか。1ページ目の2001年から変化していく様子がよくわかります。長いスパンをとれば、相当改善してきたということですが、後半期計画も含めて、30年までということで、この残り1組織をどうするかという見通しはありますか。

事務局：1つの審議会につきましては、亀岡市予防接種健康管理被害調査委員会になっておりまして、専門の方が男性しかおられず、今ところ女性の委員がないという状況です。

副会長：それは当該職能団体の関係もあるので、そうですね。

事務局：今後継続して働きかけていきたいと考えています。

副会長：残り1組織というのは浮かび上がってしまいますね。

そこは、30年までの2030年までのプランの中で、色々な話し合いをしていくしかない。随分変化してきた様子ではございますので、引き続き取り組みたいと思います。登用率について、現状共有して理解をしたいと思います。大学などの女性の教授の率であったり、医学部においては医師の数であったりと専門職でもはっきりと指摘されます。加えて大学だと女性教諭の比率が低いと予算カット

みたいなことも含めて色々な事柄が連動しています。カットするだけですと処罰になってしまうのでオンしていく、促進するための色々な政策をどの分野でも試みているのだなと思いました。

それでは、次の議題、次第4の(3)「亀岡市女性の相談室の概要について」事務局から説明お願いいたします。

事務局：次に、議題(3)亀岡市女性の相談室の概要(2022(令和4)年度)について、説明させていただきます。資料7を、お願いいたします。

1ページの集計表は、人権啓発課の女性の相談室が、昨年度、1年間に受け付けた、相談の集計結果をまとめたものでございます。

相談件数は、全体で901件、前年度の1,104件より203件減少しております。DVを含む夫婦関係の悩みや暮らしに不安を抱える方たちの相談が主な内容となっております。

2ページをご覧ください。女性の相談室には、常設の一般相談と、委託により行います「フェミニスト・カウンセリング」、「法律相談」がございまして。一般相談は、平日は毎日、相談員を配置し、電話による相談と来所相談を受け付けております。相談件数は、2020(令和2)年度から増加傾向にありましたが、2022(令和4)年度は845件で、前年度より181件減少しております。女性の相談室で受けた相談のうち、「配偶者等による暴力・DVの被害女性からの相談状況」を一番下の段に掲載しております。

2022(令和4)年度は、来所が54件、電話が76件、情報提供が175件の相談を延べ305件受けており、その内、1名についてはシェルターへの入所支援をしました。この情報提供というのは、相談者について連携先の機関等に情報提供したり、情報提供を受けた件数でございます。

2020(令和2)年度から要保護児童対策地域協議会の実務者会議の構成員となったため、児童虐待を担当している子育て支援課との連携や生活保護の窓口となる地域福祉課、また、精神的な病気を患っておられる方や高齢の方のDV被害もあり、障がい福祉課や高齢福祉課とも日々連携させていただいております。

3ページは、2022(令和4)年度の一般相談、フェミニスト・カウンセリング、法律相談の各相談内容を分類し、円グラフにしておりますので、ご覧おき願います。相談についての説明は以上でございます。

副会長：これも男女共同参画、ジェンダー問題の大きな領域ですが、委員の皆さんからのご質問はございませんか。

女性相談なので、そういう統計が出てこないのはわかっているんですが、亀岡市における警察統計の保護命令発出率等の統計はないですか。

事務局：探してみましたが、ありませんでした。

副会長：本来知りたいところですね。全国的に保護命令の発出率は減ってはいますが、相談は膨大に増えています。背景は先ほど言った心理的暴力です。これがあるので、相談量は増加しています。心理的暴力までは保護命令要件にはなっていないので、発出率が少ないのではないのか、それを亀岡市単体でみるとどうか、裁判所統計なのでまだそこまでいかないのですが、そういうことも背景に夫婦関係の悩みの相談があります。大半はDV問題が多いかとは思いますが。

委員：人数ですが、年代がどれぐらいかという統計はとられていないのですか。

副会長：相談者の年齢ですね。

事務局：統計として取れていませんが、DV等の相談につきましては、概ね30代から50代の方が多いように感じます。

副会長：相談のカルテには年齢が記載されていると思うので、そういうのを集計されてはいかがかと思います。

事務局：令和5年度はとっておりますので、次年度は公表できるかと思っております。

副会長：ありがとうございます。我々もあつたほうが議題しやすいです。ジェンダー問題の一つの現実、相談もあるということで了解しておきたいと思います。あと、欠席の委員からの意見がありますので紹介をお願いします。

事務局：今日ご欠席の委員からご意見いただいておりますので、報告させていただきます。『令和3年から令和4年、相談件数が減っていることの原因はどう分析できるか、相談事、被害が減っていること自体によるものであればよいが、必要な方に届きづらくなっている、利用しづらくなっているということによるものであれば、それに対応する改善が必要と考える。』また、『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が4月から施行されますが、亀岡市としても問題を抱える女性に対するジェンダーやインフォームドケアの視点に立った支援について取り組みを検討いただけるとよいのではないのでしょうか。』以上でございます。

副会長：何かコメントがありましたらお願いします。

事務局：それでは委員のご意見への回答でございます。令和4年度の相談の主訴の内訳としましては、DVや離婚についてといった夫婦関係の悩みの項目が、前年度と比較して増加しております。日常生活の報告、抗うつ、不安など精神の不調についてといった暮らしの項目が前年度と比較し減少しています。相談事や被害自体が減少しているということではなく、前年度に比べて、新型コロナウイルス感染症に影響による、生活様式の変化などによる日々の不安、精神面のつらさを訴え話を聞いて欲しい、誰かと話をしたいと連日電話かけてもらえた方の相談間隔が比較的落ち着いてきたことによる減少と考えております。DV相談実人数は増加しております、潜在的な被害もあると考えられるため、引き続き相談窓口の周知ための取り組みを続ける必要があると考えております。

副会長：ありがとうございます。文章でいただいたご意見へのコメントでした。あと2つ目については、困難な女性、困難な問題をたくさん抱える女性の支援に関する法律が4月1日から施行されます。私は今京都府で副座長をしているのですが、3月いっぱいパブコメも求める形で、計画を立案中です。市町村レベルでどのように活用して支援できるかですね。今、府のほうで総論を立てるということですから、委員ご指摘のような視点は当然ですけども、一つ進む法律が入りますので、またこの委員会でも共有したいと思っています。それでは、相談の概要について、よろしいですか。その他全体的になにかございませんでしょうか。それでは議事これで終わります。進行役を終わります。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございました。

それでは先ほどの補足の1点だけ説明の方させていただきます。亀岡市のLINEの関係でございますけれども、登録件数は25,000件、人口比でいきますと先ほど4分の1程度と言いましたけれども、約29%で約3割の方に登録いただいております。男女比につきましては、女性66%男性34%ということでございまして、女性の方が多く登録されている現状がございまして、年齢につきましては10代までが3.8%、20代が9%、30代が17.6%、40代が25.4%、50代以上が44.2%ということでございまして、個人的な感覚で言うと比較的年齢高い層も、登録いただいているというような実態があったところでございます。以上でございます。

それでは事務局から連絡申し上げます。審議会の会議録は後日公開することになります。公開前に事務局で作成した案を委員の皆様へ送付させていただきますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

それでは各議題の審議をいただきまして大変ありがとうございました。本日いただきましたご意見をもとに、亀岡市男女共同参画計画の実施状況の点検評価を行い、進行管理を着実にしながら各種事業を推進して参りますので、今後ともご協力いただきますようお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。これをもちまして会議を終了させていただきます。お疲れ様でした。